

障障発0330第2号
令和3年3月30日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主幹部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」の一部改正について

今般、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付け障障発第0402001号）の一部を別紙のとおり改正し、令和3年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いについては、遺漏のないようお願いいたします。

なお、「指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について」（平成27年9月8日付障障発0908第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）、「就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）における適切なサービス提供の推進について」（平成28年3月30日付障障発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）、「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」（平成29年3月30日付障障発0330第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）、「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱いについて」（平成30年3月2日付障障発0302第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）及び「就労移行支援事業の適正な実施について」（令和元年11月5日付障障発1105第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）は、令和3年3月31日をもって廃止します。